

平成26年度第2回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成26年7月1日（火） 13時30分～14時50分
2. 場 所：総務省 10階 共用会議室2
3. 出席委員：伊藤鉄男、小見山満、日出雄平、大竹邦実、田中秀明の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 政治資金監査の質の向上について
 - (2) 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について
 - (3) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (4) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 政治資金監査の質の向上について～登録政治資金監査人に対する指導・助言のあり方～
- 資料2 平成26年度フォローアップ研修の説明ポイント（実務向上研修）
- 資料3 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料A 政治資金監査の質の向上について～登録政治資金監査人に対する指導・助言のあり方～
- (別紙1) 記載例からの逸脱事例【改善が見込まれる事例】
 - (別紙2) 記載例からの逸脱事例【次回見直し時以降に検討すべきと思われる事例】
 - (別紙3) 政治資金監査報告書の形式審査時における確認項目（報告様式）（案）
 - (別紙4) 政治資金監査報告書（平成〇年分）に係る確認項目による個別の指導・助言の概要（イメージ）
 - (別紙5) 質の向上スケジュール（イメージ）

(別紙6) 確認項目の質についての考え方

(別紙7) 指導文書の構成(イメージ)

資料B 平成26年度政治資金監査実務に関するフォローアップ研修資料(実務向上研修)

資料C 平成26年度政治資金監査実務に関するフォローアップ研修資料(実務向上研修)
新旧対照表

資料D フォローアップ研修参加申込者からの質問等一覧(平成26年度7~9月分)

(本文)

【伊藤委員長】 それでは、ただいまから平成26年度第2回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

議事に入る前に、平成25年度第6回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員会から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第6回委員会の議事録につきまして、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また平成26年度第1回の議事録については、お手元にお配りしておりますので、同様に、御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。

【伊藤委員長】 それでは本日の第1の議題といたしまして、「政治資金監査の質の向上について」の説明を事務局をお願いいたします。

【井筒参事官】 はい。委員限り資料A、こちら本体と別紙というふうになっておりまして、本体の方と適宜、別紙1から7を御参照していただければと思います。御説明をさせていただきます。

タイトルの方が「政治資金監査の質の向上について」ということで、副題に、「登録政治資金監査人に対する指導・助言のあり方」ということでございますが、質の向上につきましては、「取りまとめ(第2期)」などにおきましても、研修と指導・助言の2本立てというふうに強化をしていこうというふうになっておりますが、このうち今回は、指導・助言の方につきまして、1の背景・目的から5の指導方法まで、いわば全体像をお示しするものとなっております。

まず1の背景・目的でございますが、政治資金監査報告書に記載例からの逸脱事例が散見される状況で、都道府県選管などから改善要望があること等を受けまして、真ん中辺りに四角囲いの部分がございますが、総務省や都道府県選挙管理委員会から収支報告書や政治資金監査報告書の誤記等につきまして、当委員会へ報告をするよう協力を依頼し、その報告に基づいて、当委員会から個別の登録政治資金監査人に対して、指導・助言を行うこととして、その具体的方法を検討するものでございます。

これによりまして、枠囲い下の方ですが、政治資金監査に対する高い信頼を確保するとともに、登録政治資金監査人への注意喚起、政治資金監査のより適確な実施を期待するものでございます。

おめくりいただきまして、2ページにまいりまして、2は、選管に報告をお願いする際の確認項目の案でございますが、考え方のところにありますように、政治資金監査報告書の基本的な項目でございます①から⑨と、正しい収支報告書の前提となります⑩の計算誤り等をチェックする内容というふうにしております。

これによって確認をし、指導・助言を行うことによりまして、別紙1に実例をお示ししておりますが、「例えば」ということで例示しておりますように、誤記あるいは不適切な記載につきまして、改善が見込まれるのではないかとというふうに考えております。

一方、3ページの上の方にまいりますが、別紙2に例示しておりますような政治資金監査報告書上の相矛盾する記載ですとか、主たる事務所以外で実施した場合の理由の記載漏れといった点につきましては、次回見直し時以降の検討にいわば持ち越しとせざるを得ないのではないかとというふうに考えております。

次に、(2)でございます。確認項目による当委員会への報告でございますが、①報告主体としましては、都道府県選管分につきましては都道府県選管、総務大臣分につきましては都道府県選管と総務省としてはどうか。

それから②の報告を求める範囲としましては、5ページの5(1)指導の対象、後ほど出てまいります5ページの方とも関連するのでございますが、確認項目にあたるものすべてについて、報告を求め、指導を行うのが素直ではないか。また確認項目以外に関するものにつきましても、幅広い情報提供を求める観点から書いていただければ、報告をしてもらう方が望ましいというふうに考えております。

4ページにまいりまして、ただいまの点の留意点としまして、選管によって形式審査時の内容が異なっているようでございますので、確認項目を示すことによって、現在すでに

詳細に形式審査を行っていただいているような選管に対して、誤解を与えないようにしていきたいというふうに思っております。

③の想定される報告手順（案）といたしましては、やや事務的なものになりますが、報告漏れや写しの添付漏れがないように、別紙3にお示しをしておりますような様式と手順でやってはかがかということ、参考までにお示しをしようというものでございます。

続きまして、3は、報告があったものの委員会での取り扱いということでございますが、（1）確認項目に関する報告についてのところの2つの・が、いわば考慮要素というふうになりまして、個別指導を行うにあたって、委員会での十分な審議が必要であることと、加えまして、日程的に選管から報告を受ける締め切りとして想定しております12月頃から、次の収支報告書の受付が始まります1月1日までの間には時間的余裕がありませんことから、委員会において、対応方針をあらかじめ審議、決定しておいていただいた上で、事務局が対応し、委員会に対しましては、別紙4のような様式による報告を行ってはどうかというのをたたき台としております。

また委員会に対する御報告につきましては、4ページの末から5ページの上でございますが、全体像の把握等を目的とするものであって、指導の対象となります個別の登録政治資金監査人の氏名を公表することを予定しているものではないことを念のために注記をしております。

一方、（2）になりますが、確認項目以外に関する報告につきましては、それぞれの報告の内容を審議する必要がありますことから、個別に審議の上、対応をするということとしております。

次に4のスケジュール（案）でございます。別紙5の方には、詳細なものがございまして、主なポイントといたしましては、年内の委員会におきます審議において、確認項目、それから選管からの報告様式、指導方法について審議、決定していただきました後、平成27年1月から提出が始まる平成26年分の収支報告書について、確認項目による確認を行っていただくと。都道府県選管及び総務省からの報告の締め切りとしまして、12月上旬までに行っていただき、委員会としまして、平成28年の1月上旬頃から個別指導を行うというふうに考えているところでございます。

最後に5の個別指導の方法についてでございますが、（1）指導の対象につきましては、1の（2）の確認項目による当委員会への報告のところでも少し言及をしましたが、案1としておりますが、案1のように、確認項目に該当するものがある場合に、すべてに対し

て指導を行うと。これが素直かなとは思っておりますが、案の2にございますが、別紙6の方に、試しにというか、試みに考え方を示しておりますが、確認項目のそれぞれの項目の重要性、質的な意味というのが全く同じというわけではございませんので、それらを勘案して、何らかの限定をして指導をするかというようなところが論点になろうかと思っております。

6ページにまいりまして、(2)は、指導の手法としまして、行政指導についての行政手続法の規定なども参考にしますと、原則として、文書による指導を行うということになるのではないかと考えているところでございまして、最後に(3)の士業団体との協力としまして、これは全く例えばということではあります、6ページの左側の図のように、黒矢印が委員会からの直接の指導ということになりますが、それに加えて、各士業団体から何らかの文書による指導をお願いすることができるのか。あるいは右側の図でございまして、黒矢印の委員会からの指導の文書中に、士業団体のお名前をお示するというようなことができないかという形で、何らかの連携協力をさせていただけないかということで、問題提起としているところでございます。少し長くなりましたが、御説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。はい、田中委員。

【田中委員】 スケジュールについての確認ですが、1月上旬から個別指導が始まって、その個別指導の結果、次に改善することが望ましいわけです。その次の反映というのは、3月あるいは5月末に提出される報告書に反映されることを期待するということになるのでしょうか。

【井筒参事官】 よろしいですか。1月までに必ず間に合うというわけではないので、かなりの、ほとんど場合にはということですが、実際の提出状況を見てみますと、1月にすぐぽんと出てくるということでもないようですので、かなりの部分は、次、指導して、直後にやられる分に間に合うのかなと。委員おっしゃったように、次回分に反映されることを期待して、設計をしているところです。

【田中委員】 通常であれば3月あるいは5月に締め切った後、その概要の報告が11月末に出てきます。各選管は、その間に、必要があれば、自主的にいろいろな指導、ケアレスミスなども含めて、指導しているということですがけれども、今回の取り組みは、あくまでも委員会から監査人に対する、あるいは業界団体通してというものもあるのでしょうか

れども、指導であって、1月からの件は、各選管から特に指導するという事ではないということですよ。

【井筒参事官】 選管からというのは提出された時に、いくつかの点についてチェックされていまして、それと今回の確認項目案もかなり重なっている部分はあるとは思いますが、委員がおっしゃられましたように、今回の指導は監査人に対してやるということで、それとは別系統だと考えております。

【小見山委員】 これスケジュールなんですけれども、今こちらにいただきました資料Aでございますが、こちらの中に入っているいろいろな提案と、それからもう1つ、別紙がいくつかございまして、この案がございまして、これを今年度というか、12月までの間にある程度固めて、1月以降実施ということによろしいんですね。

【井筒参事官】 はい。

【小見山委員】 それをちょっと前提に、あと残り委員会が2回か、そのぐらいしかないということをお前提に。

【井筒参事官】 2回か3回か、はい。

【小見山委員】 御質問させていただきたいんですけれども、一番最後のページの6ページところに、士業団体との協力ということが掲げられておまして、私ども、士業の代表としましては、ぜひこういうことを我々も会員に周知させていきたいですし、またちょっとルールに則ってない会員に対しては、いろいろと意見を言っていきたいというふうには希望するんですが、適正化委員会の方から士業団体へルールを外れた人がいたという情報を流すこと自体がよろしいのかどうか。この辺はいかがでしょうか。

【井筒参事官】 これはちょっと今、法律上の規定で言いますと、要は、委員会の業務を果たす上で必要があるかどうかということになりますが、ちょっと仔細に見て、どの程度の情報をどうということまではちょっとまだ詰め切っておらないと。それが1つの課題かなとは思っております。

【小見山委員】 はい。ぜひ御検討の方をお願いいたします。

【伊藤委員長】 そういうものは抽象的なふうにすれば、全然問題ないということでしょうね。

【小見山委員】 小見山です。抽象的に、例えば我々会員に対して、こういう事案が見受けられるので御注意くださいという文章であれば、いくらでも問題ないと思うんですが、できるだけピンポイントで、もうやめてくださいと言いたいのは、本当は胸の内にあるわ

けでございますがその情報を私どもからお願いしていただくということの行為ができるかどうかというところはわかりません。氏名と言う情報をいただくのですが、それがよろしいのかお調べいただきたいなというところではあります。

【日出委員】 すいません、今日の委員会の資料で、各選管でのチェックの仕方そのものに統一性があるのかどうか。その辺がよくわからないので、そこをぜひ教えていただきたい。それから選管の入口では、当然収支報告書のチェックと監査報告書のチェックと、2つ行うと思いますが、収支報告書の方のチェックについては、検算がされているかどうかということだけに限っているんですが、いわば検算がされていないということは、監査がされていないのと同じ意味なんですけれども、それ以外にも、果たして適正な監査が行われたかどうかわからないようなケースがあるんじゃないかと思います。今回この10項目ということで一応絞られていますか、その辺は御検討なされているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

【井筒参事官】 選管での確認状況というか、審査の状況などにつきまして、我々のフォローアップ説明会、今年から研修になります、その際に選管などにお邪魔して、伺っている項目ですと、例えば、引き継ぎのような形で、この確認項目の①から⑨のうちの一部あるいはほとんど全部をやってくれているようなところもあれば、①から④か⑤かの、この形式的なところに限っているというところもあるようですし、一方、一部不適切なものについては、これを指導しているかどうかわかりませんが、我々がヒアリングに行った際などに、3ページの上にありますような、事務所以外でやっている理由について記載がないのは不適切だよねというようなことを教えていただくというようなこともありますので、確認項目であれば、何とか今回頑張ってもらっていただけないかなというところを考慮して、お示しをしているというところがございます。

それから日出委員お尋ねの2点目につきましては、それ以外で、収支報告書をチェックした結果ということで言いますと、この別紙2の方に例示で御説明できるかと思いますが、矛盾する記載としまして、具体的に言うと、支出はゼロであるのに、領収書等の書類が保存されていたというような監査の結果の記述がある、というようなものが、収支報告書の形式をチェックすれば、ある意味わかる、計算誤り以外の項目かなというふうには思います。

それらについても、お願いをして大丈夫な選管さんもあれば、そうでない選管さんもある。選管ごとに、国会議員関係政治団体の対象数や人員の配置状況なども違うと思います

ので、今回初めての試みでお願いするものとしては、できるだけ漏れなくやっていただけるといふ点で、このぐらいいかなというふうになっているところなんです。

【日出委員】 ありがとうございます。追加でもう1点だけ。スケジュールの関係なんですが、例えば今の予定では、26年分については、27年の5月までに提出されて、これについて公表が11月ということになって、最終的に今のこの案だとすると、平成26年分の個別指導が28年1月からという形になっています。なかなか日程的に難しいんだろうけれども、誤りとかそういったものは、1年遅れてから指摘されるよりは、早ければ早いほどいいのかなというふうに感じているので、この辺の取り組みの仕方をもう少し時期を早くさせるということは、本当に不可能なのかどうか。そこをお聞きしたいと思っています。

【井筒参事官】 はい。我々、選管などで伺った時に、特に確認項目の中でも①から⑤ぐらい、⑥ぐらいまでですね、形式的な点についてはある意味、すぐできる点かなとは思いますが、⑩の計算誤りの点などにつきましては、件数の多いような団体について、計算をちゃんとやってみて、誤りがあるとなると、ある程度の期間がかかるのかなという点がありますので、必ず、例えば5月まででやって、選管さんが11月の定期公表に向けて原稿を整えるタイミングとかを考えると、9月、10月までかかってしまう部分もあるのかなと。

あともう1つは、全国47都道府県からの御報告をいただくということになりますと、選管さんによっては、知事選挙がその時突発的に入ってるとか。そういう時にはちょっと対応しきれないので、締め切りについては猶予をしてもらわないと、ちょっと報告求められても、対応できないよというような声も聞くものですから、そういう意味で、47が全部出揃うという点で締め切りを設定しようとする、12月ぐらいになるのかなと。

できるところはもうちょっと早くということになると、可能なところはあろうかなとは思いますが、一方、そうなりますと、指導が例えば9月ぐらいから入って、だらだらと行って、12月、1月ぐらいまでになると。あんまり時期の違いがあるのもどうなのかなというような点も少し、これは別の要素ですが、考えたりもいたします。

ですから対応できるところと、どうしても47のうちには対応できない県が、1年にどこかはあるだろうなというのがちょっと容易に想像のつくところでございます。

【田中委員】 関連しての質問です。まさに日出委員と同じ問題意識なのですが、この12月、選管から報告の締め切りの12月上旬というのは、細かいですけれども、12月

の例えば上旬の1週間の間に提出するという意味なのでしょうか。例えば、9月と10月に提出してもよいのでしょうか。

【井筒参事官】 我々としては、9月、10月にももちろん提出いただいても結構で、それはそのような形にしようと思っておりますが、要は締め切りとして、ちょっとすいません、送ってきてもらってないんでお願いできますかというふうに督促をかけるわけですね。いま申し上げてきたような事情で、選管さんも11月末の定期公表がそれぞれの都道府県において重要な仕事になっていきますので、そのチェックを放っておいて、うちの方の報告を早くしてくださいというのは、なかなかちょっと応じていただけなかったり、あるいは精度が落ちたりということも懸念されますので、そこは無理のないスケジュールにせざるを得ないかなというふうに思っています。

【田中委員】 個別の選管によって業務量も違うし、あるいはスタッフの人数も違ったり、あるいは今おっしゃったように選挙があったり、いろいろ事情があるので、当初から一律的に厳しい締め切りを設けるのは難しいというのは、そのとおりだと思うのですが、できるところは早く指導してもよいのではと思います。彼らにもインセンティブがあると思います。

つまり、選管にとっても、早く指導して、ミスがなくなれば、自分たちにとってもメリットがあるわけなので、一律にその期限を早めることはできないとしても、あるいは我々としては、全国の状況を把握しなければならないので、全部情報が集まらないとできないというのもわかるのですが、できるところは早く、できればこちらにも早く出してもらって、彼らも、それに選管からもできれば監査人なり、あるいは会計責任者なり、それなりの形でやってやれば、いま言ったように、彼ら自身の仕事が軽減されるということもあるので、そういう取り組みを妨げないといったことは伝えてあげてもよいのではないかなという気がします。

【大竹委員】 よろしいですか。指導のプロセスということになるかと思うんですけども、4ページの確認項目に関する報告のところで、流れからいきますと、委員会が指導についての対応方針を決めておいて、それに基づいて、具体的な指導については、個々について、個々の事例を判断して、事務局の方が指導するという記載になっているんですけど、また時間の関係でこういうふうにされたんだと思うんですけども、やはり委員会として指導する以上は、せめて最初くらいは、どういうものについて、どういうふうな指導をするということは、委員会の場で決定した方がいいんじゃないかと思うんですね。

というのは、何かトラブルがあった場合に、事務局では責任を負いきれないと思いますし、委員会としての行動については委員会が責任を持つという形で、最初からやるということにした方がいいんじゃないかと思ってます。

【井筒参事官】 すいません。これまでの委員会運営の中で、個別の登録政治資金監査人のお名前を委員以外にお出しするというのがなかったもので、ついその延長で、今回初めての取り組みについても考えてしまったというところがあります。

一方で、個別のお名前を後々議事録の扱いとかも含めて、外に出ることは、今回の指導の意図するところではありませんので、その辺の氏名の扱いと整合が取れるような形で、今の御意見に答えられないか、少し整理をさせていただきたいと考えております。

【大竹委員】 ちょっといいですか。それに関連しまして、情報公開の問題は、単に委員会に限らず、事務局自体も文書についての情報は対象になってるんですね。

【井筒参事官】 もちろんです。

【大竹委員】 その場合に、ここの具体的にある監査人が適正でない監査をしているということですね。そういう情報を情報公開の対象外とすることはできるんですか。そのところ、情報公開の取り扱いについて。

【井筒参事官】 それは今まさに、ちょっと細かい点につきましては詰めているところなんですけど、それぞれ登録政治資金監査人の方はその業務、あるいはその大元になります税理士さん、会計士さん、弁護士さんという業務にある程度影響する情報になるんじゃないかという点で、いま検討をしているところでございます。

【伊藤委員長】 もう一遍ちょっと確認ですけれども、この委員会のスケジュールからいくと、これを最終的に委員会としてこういうふうにしますと決めるのが、この第4回ぐらいなんですかね。いいですか、それで。

【井筒参事官】 はい、よろしいです。

【伊藤委員長】 ですから、今日が第2回ですよ。だから第3、第4で、今日も含めて3回揉んで、第4回にはこういうふうにしましょうというふうに決めるということですかね。

【井筒参事官】 はい。回数につきましては、4回になるのか、5回になるのかという点はございますが、タイミングとしましては、26年の年内というふうにご検討しております。仮に2カ月ごとにおいたら4回ぐらいかなという点でございます。

【伊藤委員長】 なるほど。ちょっとひと通りお話になりましたけれども、せっかくで

すから、この1つ1つ、テーマに沿ってちょっと意見というか、ですから、今日何か決めるというわけじゃありませんので、この委員限り資料というこれで、やればいいですね。

【井筒参事官】 はい、委員限り資料の1は背景・目的でございますので、2、3、4と順を追ってやっていただければと思います。

【伊藤委員長】 そうですね。これ1のところはよろしいですかね。2ですね、この確認項目、確認項目のこの辺はどうでしょうかね。

【日出委員】 ちょっと細かい点で大変申し訳ないですけども、⑩の収支報告書の計算誤りなんですけど、これ、「支出に係る部分に限る」というふうに書いてますけれども、繰越の数字が間違っていたような場合は、これも入るんですか。収入と支出を足し算引き算するとすれば。支出に係る部分に限ると言われると、どこまで言ってるのかよくわからないんです。収支報告書には繰越を書く欄もありますがその場合は含まれるんですか、含まれないんですか。うちの団体が一番この指導の対象になる人が多いだろうと思って、おそらくいろいろな質問を考えなくちゃいけないんで。

【大竹委員】 関連で、基本的に監査対象は支出ですから、こういう形になっているんだろうと思うんですけども、そもそも今の時代はどうかわかりませんが、かつて収支報告書を見ますと、収入よりも支出の方が多くて団体が見受けられたんですね。そういった場合はどういうふうに監査される。

【日出委員】 いや、前期の繰越があれば、それは。

【大竹委員】 いえ、繰越がなくてもですね。

【日出委員】 なくてですか。なくてという時は、それは必ず借入金とか、そういったものがないとできないんで。

【大竹委員】 そういった場合、監査はどうするんだろうかということに非常に疑問を持っているんですけども。

【井筒参事官】 すいません。今の、すいません、ちょっと聞き漏らしましたので、もう1回お願いできますでしょうか。

【伊藤委員長】 収入よりも支出の方が多く、繰越金もない、明らかに。

【井筒参事官】 明らかにおかしい場合ですか。

【伊藤委員長】 こうなった時にどうするんだということですね。

【大竹委員】 監査できるのかどうかですね、そういうの。収支報告書そのものが非常に不適切な感じですよ。収入の方とのバランスが。

【井筒参事官】 すいません。応用問題なので、わかる範囲で、すいません。まず最初の日出委員の繰越額については、Q&Aの中で、翌年への繰越額の確認は求められていないというように、収入と支出でその差なんですけれども、支出のところだけというふうに限定がかかっているということです。

それから大竹委員の直接のお答えになるのはちょっと、すいません、すぐは思いつかないんですが、法律の法改正の審議の中で、違法な取り扱いとか、変な取り扱いがあったらどうするんだというのに対しては、監査人が指摘をしたら、政治団体側はちゃんとするだろうという前提でやられていると。

変な、要は収支報告を前提に監査をしなきゃいかんというような義務を負うものじゃないというような議論が確かあったかと思しますので、そういう合わない、明らかにおかしいのがあれば、監査人から言って、その収支報告が直って、監査に入ることかなとは思いますが。ちょっと直接のお答えになっていないような気がします。

【伊藤委員長】 だから、それは確認項目には全く入らないということですか。

【井筒参事官】 確認項目にはちょっと入れようがないと思います。

【伊藤委員長】 簡単に言うと、中身というよりも、少なくとも、最低限の形式がまず整っているかどうかということが中心になるということですかね、この確認というのは。

【井筒参事官】 そうですね、支出についての縦横という意味での形式と、それから帳簿と領収書と、ここの整合性が取れているかということの事実の確認ということになるんだと思います。

【大竹委員】 そういった意味では、この確認項目に書いてありますのは、だいたい網羅していると見ていいんじゃないかと思えます。内容に触れずに、監査としての項目については、この10項目でいいんじゃないかなと感じています。

【小見山委員】 私が考えるには、監査報告書がきちんとルールに沿って作られているかどうかだけを外形的にチェックすることなんです。したがって、監査がきちんとやられたかどうか、これはもう別の話でございまして、残念なことに、ひな形を示したにもかかわらず、そのひな形に合致していない方が多かったということ、それからもう1つ、ひな形は、これひな形を変えていいものじゃなくて、このひな形でやってくださいという、そういうひな形なものですから、それがやられてなかったというだけのことです。ございまして、この10項目あるうちの①から⑥というのは、非常に簡単な項目で、⑦、⑧、⑨というのは、これが監査の実態の内容を示すものでございまして、当然この⑦、

⑧、⑨がきちんとやられているだろうと考えているのが一般的だと思います。最後は収支報告書だけでございますが、少なくとも足し算はしてるだろうねというところなので、私もこの10項目で十分じゃないかなと思います。

【日出委員】 3ページの上の方の別紙2参照でやってる矛盾する記載とか、事務所以外で実施した理由というのは、これは⑧とか⑨とか、そういう矛盾する記載なんかの場合は、⑨の中の一部分というふうには考えられないんですか。後でまた検討するという問題ではなく。

【井筒参事官】 ⑧、⑨をどの程度見るかということになるかとは思いますが、選管の中には、ここについて指摘をしていただけるような選管さんもあるかなとは思いますが、ここで、⑧、⑨で出してますのは、まさに(1)から(4)、順を追って、必要な項目の記載があるということを求めているもので、内容に立ち入って矛盾があるかどうかまでは求めないというつもりで書いておるんですが。

【伊藤委員長】 ちょっと初歩的な質問なんですけれども、この監査報告書というのは、中身が実際そうであるのか、ないのかというようなことを監査するという趣旨までは求めないんですか。そうじゃなくて、要するに、こういうふうに払いましたと。こういう領収書が付いていますと。その先は、本当かなと。いちいち何かやればまた違うかもしれないけれども、それはさておき、形式面が整っていれば、一応監査とはいえると。

【井筒参事官】 基本的にはそういう。

【伊藤委員長】 こういう格好なんですね。

【井筒参事官】 はい。

【伊藤委員長】 そうすると、例えば、本当はどうなんだろうということは、誰もそういうことは考え、性善説のようなところで、きちっと届出さえすれば、それはもう正しいとして通過していくというシステムとしての。

【井筒参事官】 基本的にはそうです。一部の事項について、ヒアリングしていいですよという項目はありますが、そういうものを除くと、おっしゃるように、帳簿と書類と、そこから作ったはずの収支報告書の記載が整合的になっているのか。それを裏付ける領収書がちゃんとあるのかというのを全部見ていただくという点に趣旨がございます。

【伊藤委員長】 例えば、社会通念上、こんな領収書出すということはありません、誰かが形を整えるために出したということが仮にわかるようなものであった場合にも。

【井筒参事官】 いや、それはですね、すいません、いくつか例外的な部分につきまし

ては、ヒアリングなど確認をしてくださいという、確認を妨げなかったり、これは確認してくださいという項目がありまして、テキストの、マニュアルの方にもあるのですが、例えば1万円超の高額領収書で、おかしな領収書がある場合には、まさに事務所費問題でできた制度でございますので、この点につきましては、マニュアルを作る中で、会計責任者に確認してくださいと、ちゃんとした領収書なんですかという点を確認してくださいというのがありまして、例えばということで、明らかに記載が訂正、又は消去された痕跡のある領収書等がある場合、あるいは一般の大法人が発行する領収書等、当然その専用の領収書等が作られているはずだろうと思われるような大会社なんですけど、市販されている、いわば領収書の様式を使っているような場合につきましては、高額領収書でそういうものがあつたら、真正なものであるかどうかを確認してくださいというようなものはございます。基本的に、おっしゃったような外形的なところで、中に、特に制度の沿革上、見ていただきたい点については、確認をお願いしているというような仕組みになっております。

【伊藤委員長】 そうしますと、本来、今おっしゃったようなことだとすると、最初は、例えば名前が間違っているかとか、住所が間違っているかとか、極めていろはのことを指導の対象にするけれども、これができるようになれば、次の段階としては、本当にいま言われたような中身の、最低限の中身のチェックがきちっとされているかどうかというようなことも、やがてやっぱり指導の対象になるという前提で考えていくのか。あるいは、もうそこは、もういいと。とにかくこれさえやれば、委員会としても十分指導したことになる、質は上がったこととなると。こういうことでしょうかね。

【井筒参事官】 それはもちろん委員会の方でマニュアルを決める時に、おっしゃられるような形式から、やや形式と言いつつ、細かなところまで入っているというところがございますので、委員会の判断によることも多いとは思いますが、この制度ができました時の改正法の審議などを見てまいりますと、大前提としての政治活動の自由との関係で、支出の適正さとかには立ち入らないという点については、審議の過程でも言われていますし、委員会でマニュアルを作る際にも確認されておりますので、いま申し上げたような高額領収書等で、会計責任者に確認するというようなことも、これは適正さの確認というよりは、形式の確認の仕方が特段、沿革上、厳格にすべきものについては細かな確認を求めているというように理解するのではないかなと思っております。

ただ、委員会の議論において、多少のあれはあるとは思いますが、そこは適正さのところには入らないのではないかなというふうに考えられます。

【伊藤委員長】 この確認項目のところはいかがでしょうか。また何か御意見があるとして、次の3ページにあります、当委員会への報告というところはどうか。これ報告主体というのは、別にほかの考え方というのはあまりないのでしょうか、ほかの考え方。

【井筒参事官】 すいません、総務大臣分について、都道府県選管と総務省と重ねてやる必要があるかといった点はあるかと思いますが、やっていただけるのであれば、1回目は両方やってみてみるという方がいいのかなと。そういう点では、あんまり判断の分かれる点ではないかもしれないです、確認的に手順を書いているというところがございます。

【伊藤委員長】 報告を求める範囲。これは、こういう範囲にせよ、この次にある手順にせよ、ある程度委員会の考え方が決まったら、それから都道府県選管なり、総務省なりの担当の者とすり合わせをするのか、あるいは、もうある程度すり合わせた結果として、これならできますよということを踏まえて、實際上、ここに書いてある。そのように考えてよろしいですか。

【井筒参事官】 昨年の審議の過程で、質の向上について、1ページのところにお示ししているようなところがございましたので、一部選管に伺った際に、すり合わせと申しますか、意見を少し聞くということはやっております。ただ、ここまで詳細にはしておりませんので、これからのフォローアップ研修で地方に行く際や、総務省政治資金課などと意見交換をしつつ、固めて通知するというところで、ある程度は、このぐらいならできかなという部分も聞きつつ作っているというところです。

【伊藤委員長】 4ページの報告手順の点はいかがですか。別紙3というのは、その資料に。

【井筒参事官】 別紙3でお示ししておりますのは、こんな確認項目に対応した様式になるのではないかとということで、やや事務的な資料でございます。

【小見山委員】 何かチェック項目で該当があるものというんですか、そういうものだけ委員会の方へ来るといえることですか。

【井筒参事官】 そうです。全部ではなく、1つでも該当したものについて、送っていただくという想定をしております。

【日出委員】 ちょっとずれる話をしますけれども、前々回の委員会だったかと思うんですけれども、この質の向上の話をやった時に、この監査報告書の提出に、監査報告書作成時のチェックリストを用意しますよね。あれに記入して添付することっていうことを検

討したらいいんじゃないかという、確か私もそれには賛成したんだけど、あれはどうだったでしょうか。全く検討はされなかったのかな。

【井筒参事官】 委員会でそういう御発言があったのは、もちろん承知をしておりますが、その際にも、だったかと思うんですが、いま提出するものというのは決まっておりますので、収支報告書と監査報告書を合わせて提出するという制度になっておりまして、その際のチェックリストを提出するというふうには今はさせること自体が、法律の関係でどうなのかということと、あと出てきたものをいったいどのように取り扱えばいいのかと、単に事務的なものですと、これを公開する、公開しない、その辺の位置付けがちょっと現行の法律では難しいのかなということで、直ちにこれをチェックリストを提出させるわけにはいかない。そういうこともございまして、チェックリストにつきまして、活用の促進をフォローアップの資料などで、少し書き込みをして、「取りまとめ」の方なんかでも書き込みをして、周知をするということだったかと、すいません、承知をしております。

【伊藤委員長】 チェックリストっていうのは。

【小見山委員】 このチェックリストは自分がするんです。出す側が、出す前に、間違っていて、漏れてないかどうかだけチェックしてくださいというチェックリストです。

【日出委員】 それのとおりやっていたら、こういう問題は起きないんですけどね。

【伊藤委員長】 ある意味で言えば、同じことが書いてあるわけですね。

【日出委員】 そうですね。ただ、一部分取り出したような形で。

【井筒参事官】 すいません、確認項目を検討する際に、このチェックリストとほぼ同じものぐらやっててもどうかというようなのも案の1つに並べて、実は検討したんですが、それをやると、要は、監査人がやらなきゃいかんことを、選管が後からやるということになりかねないので、そこまでの詳しさはいらんではないかということで、簡単な項目にするということでした。

それから今の日出委員の御指摘がありましたのは、第6回の昨年度の委員会でございますが、その際、事務局の方から、制度的な手当がやはりいるのではないかというようなことを事務局の方で申し上げ、また委員の方からもそのような御意見があって、ちょっとその辺については、難しいのかなというふうに、すいません、現状では考えております。

【千葉事務局長】 やっぱり選管の義務でございます。こちらとしても、やっぱり制度的にきちんと位置付けられていないものをお願いするということもこれあり、例えば比較的人口の多くない県、例えば青森だとか、秋田だとか、あの辺は、おそらく政治団体数、

国会議員関係政治団体数というのは、だいたい数十のオーダーだと思いますけれども、例えば東京をはじめとして、例えば大阪ですとか、神奈川ですとか、やっぱり人口の多いところになると、明らかに3桁、東京だと600ぐらいを超えてたと思います。ですから、やっぱり選管によって、その処理をお願いできる数というのも違って来るかなというところ。そういうことで、あまり網羅した形でのお願いはちょっとにくいのかなというのが、私どもとして考えている現実のところでございます。

【伊藤委員長】 提出書類というのは、みんなチェックリストってありましたか。

【小見山委員】 個人でやるです。自分が自分を守るため、政治資金監査を間違えなく、もれなく行ったという自己点検のためにチェックリストはあります。前々回も日出委員がおっしゃったのですが、わざわざ作らせるのであれば、それ選管に出させればということを提案したのです。しかし、今も御意見がありましたように、義務としてさせられないんじゃないかなという話になりました。自分で作るものは作らせることはできるのですが、わざわざ出せということまで言えないかなということで終わってしまったのです。ですから、こういう新しいものが作られました。

当初、この制度ができた時点では、こんな間違いがあるなんて思ってもいませんでしたから。だからチェックリストさえ考えてもいなかった。ただ少なくとも、まずチェックしていただきましょうというところからスタートしたんですが、それでも何かうまくいかないということで、次のステップになってきたということです。

【伊藤委員長】 例えば税務申告なんかの時に、そんな会社の名前間違えたとか、そんな。

【日出委員】 それはあり得ないんですけど、税務申告でもやっぱりチェックリストは多いんですよ。譲渡の申告とか、そういった時に、こういった契約書付いてるかとか、いろいろなチェック項目いっぱい作ったやつを、これ税務署が勧めているんですよ。添付書類、義務ではないんですけども。我々はよく、それは義務的に使います。

【伊藤委員長】 じゃあ作るのは税務署が作るんですか。

【日出委員】 いや、税務署も作ってますし、我々も士業団体で作ってますから、業務資料集みたいで。そういった面では、このチェックリストをかなり重要なものとして考えてもらわないとまずいかなと考えております。

【伊藤委員長】 それは、申告する時、税務署には出さないわけですか。出してもいいんですか。

【日出委員】 出してもいいです、構わないです、それは。税務署の方で、ただそれを参考にするか、しないかだけの話なので。

【伊藤委員長】 あといくつかありますので、ちょっと進みます。報告があったものの、4ページの3ですね、「報告があったものの委員会での取り扱いについて」の辺りはどうでしょうか。

【日出委員】 ここが一番難しいところですよ。

【伊藤委員長】 さっきの公表との関係もあるんですけども、こんなひどい例があったという時に、事実上は、仮に誰かの事務所の名前が出たとしても、それはたまたまそういう便宜上の話であって、それはイニシャルにしちゃうとか、何かそういうことでまかなうことはできないんですか。

【井筒参事官】 政治団体の方は別に必要性という意味ではないんですが、登録政治資金監査人は、個別の何番のどなたを指導するということを目標にやっているものですから、そこをどういうふうに取り扱うかで、原案では全く出さないということで作っておったんですが、そこを委員会に何か御報告をしてということが御意見でありましたし、そこをちょっと工夫をさせていただこうかなと思っております。

ただ選管からの御報告の際には、あんまり手数をかけるわけにはいきませんので、ここはお名前を頂戴するということになるので、そのまま出てくるということを前提に検討しないといけないかなと思います。

【伊藤委員長】 確認項目の報告様式の中には、名前って出てくるんですかね。

【井筒参事官】 今は登録政治資金監査人の名前と、政治団体名と両方入っておりますが、この政治団体名はともかく、監査人の氏名の方はいるのかなと。

【伊藤委員長】 2番目のところですね。

【井筒参事官】 はい、指導対象になりますので。

【日出委員】 すいません、選管の対応の仕方を1回確認したかったんですけども、監査報告書が出た段階で、例えば明らかに形式的な、さっき言った確認項目の①から⑥までの中で、日付の入っていないとか、ハンコがされてなかった場合に、その場合、選管としてはどういう対応をなさるんですか。してるんですかね、今。

【井筒参事官】 ここが選管によって濃淡があるようでして、要は、政治資金監査報告書は、収支報告書の添付文書に過ぎませんので、本体の収支報告書についても当然形式審査をやるわけですが、その添付文書まで、どこまで十分いかというところではありますが、

ほとんどのところで、多分名前とか、ごく基本的なところについては見た上で、やっていると思います。

ただ、今度修正する、直してくれということになりますと、政治団体の会計責任者が、典型的には選管の方に持ってきますので、政治団体の収支報告書に関するところで、例えば名前が間違っていたとか、そういう場合には、あるいは繰越があってないとか、そういうのだと、その場で直すことも可能でございますが、政治資金監査報告書の方は、会計責任者が作るものではありませんので、仮に直すとしたら、これ1回持って帰ってこないといけないという点がございます。

あともう1つは、これは選管の実情という部分になりますが、5月末までの提出期間のうち、すごく暇な時に来れば、ある程度ぱらぱらと全部を見て、ここが落ちてて、直して、持って帰って直してもらってみたいなきが出来るかもしれませんが、締め切り間際になりますと、立て込んできますので、特に件数が厚いものほど後ろになることを考えると、実際には受け取って、あとはもう1回ということに、もう1回持って帰ってもらって、そこからやり取りが始まるみたいなことが実際ではないかなというふうに思います。

【日出委員】 その場合だと、当初のやつで、この確認項目の中で該当させるのか、もう1回再提出した段階からスタートするのか。そこはどうなんですか。

【井筒参事官】 そこは、確認項目の部分、すいません、3ページの報告主体の考え方のところにありますが、そのほかのところにも何か所か出てきているところはあると思うんですが、政治資金監査報告書の作成時点、要は登録政治資金監査人が作った時点で誤りがあったものについて、監査人に対して注意喚起をするというのが、この指導ということになりますので、監査人のところで間違っていて、選管とか、その政治団体なのか、監査人が作った後で、気が付かれて何かのやり取りがあって、直ったというものが仮にあったとしても、それは国民への情報提供という点では問題はありませんが、監査人への注意喚起というところで言いますと、監査人がちゃんとしたものを作れるように、注意喚起をする必要があると思っておりますので、もとのやつで指導する必要があるんじゃないかなと思っております。

【日出委員】 はい、わかりました。となると、そこでいわば1回訂正を指摘されて直して、それで提出してから約7カ月後に指導が来るということなのかな、文書的に。今の流れですと。

【井筒参事官】 今の案ではおっしゃるようなことが起きてしまうということ。

【日出委員】 そうするとあんまり効果がないのでは。

【伊藤委員長】 また今の話に戻っても構いませんが、次にこのスケジュールのところですね。これが一番議論があろうかというふうに思いますが。例えば会計監査のように何年間しかできないというふうに決めていくとすると、もう最後のへん、例えば3年なら3年、4年なら4年でも、代わりなさいよってやると、それはもちろん個別指導はもうあんまり意味がなくなっちゃうような感じがしてこないですかね。それは。

【小見山委員】 まだ今、監査人のローテーションというんですけれども、監査人自体を変えるということを考えていないものですから、そのところはまだ出てこないですね。

【井筒参事官】 委員長がおっしゃったような、いま小見山委員がおっしゃった、「取りまとめ（第2期）」では、状況を注視するというふうにとりまとめた連続何期何年というお話だと思いますが、仮にそういうものが導入されることとなっても、政治団体との関係といますよりは、登録政治資金監査人がちゃんと政治資金監査をやっていただくということに注意喚起するということになると思いますので、ある意味、収支報告書は所与のものとして、監査の方がちゃんとやれるかどうか、やっていただいているかどうかということですので、それは政治団体が、対象政治団体が仮に変わるとしても、我々の委員会としての指導・助言の意味はあるのではないかなというふうには考えておるんですが。

【伊藤委員長】 またその人がほかの団体に。

【井筒参事官】 はい。ちゃんとした手順で監査をしていただける方を増やすというのが重要なと思っています。

【伊藤委員長】 こういう、しかし指導が積み重なってくれば、1つの件だけ見れば、あれですけども、その前の年にやったものが、その人にとって同じような、多分同じようなことをやっているわけで、この間に挟まってくるわけでしょ、要は。例えば26年分の指導は28年に受けるけど、今度は25年分のは、27、例えばですよ、もうちょっと先になるか。要するに、この制度が動き出せば、毎年毎年指導を受ける人は毎年受けることになるわけでしょ。

【井筒参事官】 そういうこともあるかなと。毎年毎年というよりは直していただきたいなと思いますが。

【伊藤委員長】 直っていれば結構なことだけれども。

【小見山委員】 そうなんですね。だから、5月に提出して、それが結果が出てくるのは12月になるんですよ。

【井筒参事官】 今回のスケジュール案では、恐縮ながらそうになっておりまして、御意見頂戴したいと。

【小見山委員】 例えば26年度の監査を27年の5月に提出するんですね。その結果が12月に出てくるんですが、同じ監査人は、その次の年は27年度は、その12月の次の月から始めますので、とりあえず間に合うことは間に合うんですよ。その次の時も、1年飛ばさないで注意できると思われまます。

ただ、日出委員のおっしゃっているのは、5月の前頃に提出したやつが、半年ぐらい経ってから指摘されると、ちょっともう本人は忘れてるんじゃないかなということだと思えます。

【日出委員】 というよりも、私、言ってるのは、5月の提出の段階で、おそらく形式的な間違いはその場で直されるんですよ。もし監査報告書でも日付がないとか、ハンコがないとかですね、そういった場合はそこで直されますよね。直して再提出するわけですよ。その結果が、今度翌年の1月に、あなたは間違っていましたねっていう、何て言うかね、後ろから突然知らないのが追いかけてきたたたくような、あの時は正したじゃないかと言ったにもかかわらず、それこそ6カ月から7カ月過ぎた後に、忘れた頃に、あの時あなた間違っていましたねということを確認させるということ自体が、監査人の気持ちになると、何となく、委員会の方のペースはわかるんですけども、やっぱり間違った時にきちんと、あなた間違ったねと、早めにきちんと指導しておいた方が効果的にはあるんじゃないかなと私どもは考えたので、あんまりそこにタイムラグを置いて、2回罰するような形はいかなものかなとは思っていました。

【小見山委員】 私、誤解してたかもしれないですね。いま日出先生がおっしゃったことがあるのですか。

【大竹委員】 あれでしょ、提出して、間違っていて、指摘されて直す、直したやつが出てくれば、あとは指導は全く受けないわけですよ。

【小見山委員】 いえいえ、先ほどの話はそうじゃないですよ。

【平川政治資金課長】 ちょっとよろしいですか、その部分。この原案では、直す前のものでやるということになっているので、おっしゃるとおりになるんですけども、考え方として、直した後のものでやるということもあるんです。我々見ると、一度選管指導しても直らないでそのまま来るやつが多いものですから、そこら辺の兼ね合い、だからどういう立場、どの部分を見て指導するかというのもともと問題としてはあるのでは

ないかなとは思いますが。

実際問題、選管は会計責任者に対してお話しさせていただきますので、会計責任者がどういうふうに監査人の方にお話ししているのか。もう事務を面倒くさがって言わないままになっていると、そのまま直りもせず上がってくるのもありまして、最終的にやはりいま辻褄が合っていないようなものも、そのままもう公表されている状態にありますので、すべて、選管が見たものはすべて直っているという状況ではないというのを1つ問題だとは思っています。

【大竹委員】 ですから、選管がしっかりしてて、提出時点でおかしいところを指摘して、直れば、それはもう是正、何の指導も受けないんですね。

【日出委員】 だから、私、そこを確認して、今のこの原案ではそうじゃなくて、一番最初に出して、訂正されました。直しました。だけど、その是正の、間違ってたというのはどこからカウントするのと言ったら、一番最初からだと言っているから、そうすると、同じことに、6カ月遅れて、あなたは間違っていましたねというのが来ることになるんですよ。それはおかしいじゃないですかと言っているんです。

【大竹委員】 今の考え方は、5月に提出しました。ところが、指摘も受けずに、そのまま提出されてまして、そのままこっちに来まして、そして公表されます。それについて、1月に指導が生じるんじゃないでしょうか。

【日出委員】 それだと逆に選管が指摘を、チェックを忘れたんじゃないかということになるんじゃないかと思うんですよ。

【伊藤委員長】 この委員限り資料Aというのがありますね。その3ページ、上からきて、(2)の①の考え方というところがありますね。そこに「政治資金監査報告書作成時点における」と、こう書いてあるので、やっぱり作成を、先ほど井筒参事官おっしゃったのは、作成時点における状況の改善だから、直っても。

【大竹委員】 いや、そうじゃなくて、その翌年の作成の時に間違えないように。

【伊藤委員長】 そういう趣旨じゃなかったですよ、さっきの説明は。先ほどの説明は、作成時点で間違った以上は、やっぱりその指摘を。

【田中委員】 個別指導の方法にも関係すると思いますが、何か一律に指導するというようなものではなくて、やはり軽重があって然るべきだと思います。修正したものについて、さらに指摘する必要はないと思います。

【大竹委員】 だいぶ基本的に違ってます、理解が。

【田中委員】 駄目出しする必要はないということですよ。日出委員のおっしゃるのは駄目出しする必要はないということです。

【井筒参事官】 すいません、日出委員にお答えしたような考えで原案を作っておりましたが、ちょっとすいません、整理をさせていただきますと、提出期限が5月末までになっていますので、私のイメージでありましたのは、5月末多い、現状多いと思われる、ぎりぎりに出てきて、間違ってたとなりますと、これはもう、そのいったん出された収支報告書を見え消しで直していくような実務が多いというふうに聞いておりましたので、そうなりますと、もとの見え消しでいくら直しても、もとの間違いは間違いなので、指摘をするのかなというイメージでおりました。

ただ例外的に考えますと、日出委員おっしゃってるように、例えば1月に来た。ちょっとこれ間違っているよと言って、5月末までに差し替えて出てきた。差し替えて出てきたものについて、わざわざ1月時点のもとにやつに立ち返って、何も指導する必要はないのかなと。そういう意味では、いったん直したら、直した後のになる場合もあるのかなと思います。

ただ、5月提出時点ぎりぎり出て、精査をしてたら、直して、見え消しで直してもらいましたというものについて、選管からの報告が、もう直したからいいじゃないかということにはならないんじゃないかということでイメージをしているのですが。

【小見山委員】 つまり、5月を過ぎると差し替えることができませんということですね。

【井筒参事官】 という扱いをしているところが多いんじゃないかと。

【日出委員】 差し替えできないんですか。訂正報告書では確かできるんじゃないか？

【井筒参事官】 ええ、訂正はできます。ですから、見え消しで、印ついて訂正ということはあると思いますが、1回出されたものは、もうそのものというふうに決まっていますので、その後、選管とのやり取りなどで直ったという証拠が見つかる場合が多いんじゃないかなと思います。

【大竹委員】 その点ですけども、監査報告書も5月以降に見え消しで直すことあるんですか。提出されて、おかしかつたらおかしいままで、こっちに流れてくるんじゃないですか。

【日出委員】 収支報告書に間違いがあったケースの場合はあり得るんですよ。

【井筒参事官】 収支報告書ではありますが、監査報告書では事例は分かりませんが選

管に聞いた際に、会計責任者にこの監査報告書に間違いがありますと言って直して、政治団体の方でちゃんと監査人に言ってくれる団体もあるというふうに聞いたことがありますので、その場合には、いったん戻して直したものが出てくるというようなこともあるのではないかなど。

【大竹委員】　　そういうこともあるかもしれませんが、そういうのはある意味じゃ、もう補正された、間違いがない監査報告書ですね。間違った監査報告書のまま、それがそのまま、チェック受けずに流れてきてる。それがおかしいじゃないか、問題になってくるんじゃないですか。

【井筒参事官】　　流れてきていることもあるのではないかと、そういうのが一部発覚しているという。

【大竹委員】　　3. 5%でしたっけ、それはどの部分を言っているのかな。

【井筒参事官】　　あれは記載例に4つございまして、記載例の1というのは、会計帳簿から領収書とかが全部ありましたという報告で、それを出そうとしているのが96. 5%で、その残りは、要は、様式で言いますと、2とか3とかで、会計帳簿の方に間違いがある。あるいは領収書等の方に足りないものがあるという、いわば報告の内容面でのアプローチですので、いま問題にしていますのは、記載例の1をやろうとしていると。この意図するところは、全部があったと言おうとしているんだろうなと。しかしながら、書き方に乱れがあって、記載例1に、言おうとしているのはわからんではないけれども、ちょっと様式から逸脱しているんじゃないかというようなものをちゃんと見れるようにしていこうというところで、ちょっと、すいません、意図しているものが違うということになります。

【伊藤委員長】　　ちょっと今のところはもう1回整理して、実態がどうなのかもちょっとはっきりさせて、いま言われているように。

【井筒参事官】　　日出委員がおっしゃるようなことになるのかどうか。

【伊藤委員長】　　ええ、大竹委員もおっしゃって。

【井筒参事官】　　後から出したものであれば、もうそれが提出したものとして取り扱われていいのではないかという点ですね。

【伊藤委員長】　　あと是正、指摘されて、是正までしたのに、もう1回指導って必要かというものです、簡単に言えば。例えば、もしどうしてもとなると、こういう備考欄なんか使って、是正済みとか何かやってやれば、こちらとしては指導しなくてもいいという格

好にもなるかなという気がしますけれども、それだと手間暇かかるので。

【井筒参事官】 それもおっしゃるように、1つのアイデアであると思います。

【伊藤委員長】 そういうのも含めて、ちょっと実態が今おっしゃったように、間違っただけで、誰も指導していないのか。あるいはいったんもうどっかで指導して、改まっているのかというようなことが、どういうふうにして把握できてというのを1回調べた上で、ちょっと次回もう1回整理して。

【小見山委員】 このテキストの139ページを見てください。監査人の方たちが、テキストで確認している時に出してるものなんですけど、収支報告書を提出した後に生じた事象で、左側の①のところ、監査報告書の記載に誤りがあった場合という事例がここにあります。それによるとこのような場合は、まず訂正願を出しなさいと言っています。そして次に訂正後の監査報告書を出しなさいと書かれています。総務省の皆さんが御説明をされていると思うので、これらをちょっと考慮されて、また御検討いただければなど。

【千葉事務局長】 それではちょっと実態も調べて、次回またお示ししたいと思います。ちょっとそれで、私ども、もう1つちょっと付言させていただければ、やっぱり実際にどういう形で訂正等がなされているかということ、それからやっぱり47都道府県でやられていることがかなりレベルが違うということも考えられます。そういったこともちょっと調べられる限りは見てみまして、また次回以降、お示ししたいと思います。

【田中委員】 原理的に言えば、こういうことですよね。最初に提出した時に、まずどれだけ本当にミスがあったのかを把握すること、把握するのは手間かかるので、把握しろという意味ではありません。原理的に言えば、出てきた時に、こういう誤りが全国でこういう頻度でありましたよというのは、もし把握できれば、それはそれで重要な情報だと思います。軽微なミスは直しました、あるいは提出し直しましたというところで、個別指導については、やはり軽重考えて行すべきだと思います。提出した時にやはり頻繁に出るような誤りがあれば、それは個別指導じゃなくて、研修などにおいて、こういう事例が多いと言って、一般的に指導する話であって、個別指導の話は、やはり軽重考えて行うということではないかと思います。

【伊藤委員長】 それはこの5ページの方の先ほどの、個別指導の方法についてということと関連してくる話ですね。まさにその文面が、おっしゃるように、いくつ間違っただけからやめてしまえとか、下手すると、そういう制度ではおそくないんでしょうから、そういうふうにするか、指導ということですね。

指導の方法というのも大事なところで、これもよく議論しなくちゃいけないと思いますけれども、指導の、どういう指導の、どういう内容について、どういう方法でというのですね。

【大竹委員】 すべて指導という言葉できているんですけども、要するにももの軽重がありまして、簡単な本当にケアレスミスについては指導という言葉は適切なのかどうかという感じがいたしますね。もう注意喚起でもしておけばいい話であって。ですから指導を、本当に指導するやつと、あとは注意喚起するやつと、その辺のところを分けて、名称も簡単に注意喚起とかですね。やっぱりその辺の濃淡つけた方がいいんじゃないかという気がします。

【伊藤委員長】 士業団体への協力というと、弁護士は難しいですね。この弁護士を団体として何か動かすというのは、よっぽど。

【日出委員】 私は税理士会の方ですけども、やっぱり団体の協力といった場合には、機関決定まではいかないにしても、団体の中での主要なところで協力だけは取り付けておかないと、そういった発言できなくなっちゃうので、これはちょっと時間いただくことというふうに思っていました。それから手法についても同じですけどね。うちらの方の、会員のことに関わる問題なので。

【伊藤委員長】 そうですね。つまりよその団体の人が、委員会が、その会員を指導すると、それを一緒にやろうと急に言われても。

【日出委員】 やるとしたら、3団体連名でやるしかないですね。

【伊藤委員長】 なかなか難しいですね、これは。ここが一番難しいですよ。

【小見山委員】 私ども公認会計士業界だけ違うのかもしれないんですが、私どもは、自主規制機関として、自分たちの公認会計士協会を位置付けておりまして、協会は会員を指導する一面を持っていると考えています。

ですから、例えば極端な言い方をすると、ゴシップ沙汰になったとか、ちょっと変な言い方ですけども、雑誌とか新聞で、××社が粉飾をしているにあたって、監査人が怠けてたんじゃないかなということが記事が来ますと、金融庁じゃなくて、我々が動いて、事情を会員から聴くことになっています。

ただ、それは、あくまでも会員を助けるという意味ですが、一方で実は会員が間違っているのであれば、協会自らが注意並びに処分勧告等を行います。今回の政治資金監査というのも、公認会計士の資格の下での業務として位置付けておりますので、これはきちんと

公認会計士協会が指導しなくてはいけない立場でもあるんですね。

したがって、繰り返しますが何か変な行為を行っているものは、指導すべきですが、ただ、個人名を我々が入手することが可能なかどうか。そこが非常に大きなネックになっているのが私どもの立場です。

ですから、その人にピンポイントで話を持っていくことはちょっと辛いんじゃないかなという話をした次第です。

【伊藤委員長】 何かほかにこの件でございませんでしょうか。

【日出委員】 税理士会も同じような意見です。同じような考え方です。

【伊藤委員長】 そうしましたら、いずれにしても、今日、結論うんぬんの問題じゃありませんので、若干時間経ちましたので、この議題につきましては、引き続き委員の皆様から御意見を賜り、今後の委員会にお諮りしたいというふうに考えます。

次にまいります。第2の議題といたしまして、「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について」の説明を事務局をお願いいたします。

【井筒参事官】 はい。フォローアップ研修につきまして、資料2、それから委員限り資料のB、C、Dを使いまして、フォローアップ研修のうち、実務向上研修の説明のポイント、それから研修資料の一部の加筆・修正、それからフォローアップ研修3カ所からの御質問の3点につきまして、御説明をさせていただきます。

まず1点目でございます。フォローアップ研修のうち、実務向上研修の説明のポイントについてでございますが、資料2によりまして、かいつまんで御説明をさせていただきます。ローマ数字の1としまして、質の向上につきまして、今後個別に指導・助言という枠組みの導入が予定されているということについて、説明、注意喚起をするものです。

ローマ数字の2は、3月の取りまとめを受けまして、改定・追加されたQ&Aということで、業務制限に関するものなど、今回のフォローアップ研修の説明の1つの中心として、御説明をしたいと思っております。

2ページにまいりまして、3でございますが、アンケートでも要望が多かったものとして、これまであまり説明をする時間のなかったテキストの解説部分について御説明をすることを予定しております。

続いて3ページにまいりまして、4、5と、例年通りの内容になっておりますが、収支報告書の概要、それから政治資金監査報告書の概要について説明をします。

それからめくっていただきまして4ページにまいりまして、6でございますが、政治資

金監査報告書の作成等に関し、特に留意すべき点ということで、具体的によく起こりがちな間違いなどについて、事例を挙げながら説明をするようにしております。

最後に5ページの7、8が、適正化委員会のホームページ、それから3月にまとめました取りまとめの抜粋ということで、関係部分について掲載をしているところでございます。

次に2点目にまいります。委員限り資料のBが、今年度のフォローアップ研修のうち、実務向上研修の資料というふうになっております。これにつきまして、すでに去る3月28日の委員会において御決定いただいたところでございますが、大変恐縮でございますが、誤記、あるいはてにをはの誤り、誤解を招きかねない表現が一部にございましたので、それらにつきまして修正をしますとともに、よりわかりやすい説明となるよう、説明を追加するといった加筆を行おうというものでございます。

その修正・加筆した点につきましては、委員限り資料Cに、新旧対照表の形で掲載しております。例えばということで、1ページを開けていただきますと、説明を左側が旧ですが、右側のように、説明を追加して、記述を修正している箇所、あるいは抜けていたQ&Aを追加している箇所、それから2ページには、てにをはを、ちょっとおかしいので、直したというような点がございます。

次に3点目ということでございますが、委員限り資料のDによりまして、フォローアップ研修の参加者からの質問等につきまして御説明をいたしました。御質問の中には、内容的にすでにマニュアル、あるいはQ&Aでお示しをしているものもありますが、そういうものも参照の内容として括弧で入れながら、再度回答として組み立てております。

1は、政治資金規正法の外国人からの寄付の制限に関する問いでございまして、回答におきましては、概念を説明するとともに、念のためにとのことですが、なお書きで、政治資金監査は支出のみを対象とするということにしております。

2は、公職の候補者になろうとする者の定義に関する問いでございまして、回答は主観的な意思だけでなく、客観的に立候補の意思を有していると認められるものも含まれるという概念の説明と、括弧書きで、政党支部についてのお尋ねがございましたので、政党支部についての19条の7第2項を関連条文として紹介するような形になっております。

3は、依頼者と親しいという政治資金監査人と依頼者、政治団体との関係についての問いでございまして、最初に業務制限、次に業務制限に関するQ&Aを御紹介しました後、3月の取りまとめにおきます、先ほど議論の中でも出てまいりましたが、一定期間以上継続して行っているものについて、引き続き状況を重視していくという委員会の現在の考え

方をお示ししております。

4は、支出目的書の作成が不要な場合につきまして、金融機関での振り込みに限らず、コンビニ等での振り込みについてはどうかという問いでございますが、内容的にはQ&Aに同趣旨の回答があるところでございますが、具体的には、コンビニに設置してあるATMでの振り込みであれば、振込明細書にあたるということで、支出の目的が記載されていれば、会計責任者が追記した場合も含めて、支出目的書の作成が不要な場合にあたるということをお返しております。

5は、支出を受けた者の住所について、具体的にパーキングメーターの場合の問いでございますが、内容的にはテキストにも該当する記述がございますが、法律上は住所を記載すべきこと、事実上又は社会通念上、住所の特定が困難な場合に、一部政治資金監査においては不備と取り扱われない場合があることを回答しております。

6は、NTTファイナンスに対する支払いをした場合の支出目的の確認についての問いでございますが、内容的にはこれもQ&Aに同趣旨の回答があるところですが、支払いを受領する相手方の権限によって、発行される書面が領収書等、それか振込明細書等に場合分けされるわけですが、いずれにしても、支出の目的の確認が必要であること。1の領収書等である場合には、支出の目的の記載が不要で、不備のある場合には必要で、不備のある場合には、会計帳簿などとの整合性を確認する必要があること。

それから2の振込明細書である場合には、先に4のところでも出てまいりましたように、支出の目的が記載されていれば、支出目的書の作成が不要であることを回答しております。

7は、制度の改革についての問いでございますが、19年から政治資金監査制度が創設されて以来、法改正が行われておりませんが、委員会の活動によりまして、委員会の示す見解、Q&A、3月の取りまとめなど、運用面で改革されている点があることを回答しております。

8は、実は昨年度にも同様の御質問があったところでございますが、状況に変化があったわけではございませんので、同趣旨の回答としておりますが、政治資金監査の地方議会での動向ということで、制度創設時の経緯からしまして、まずは各党各会派において御議論いただくということと、そのような動きを委員会として把握しておらないということを回答しております。

9は、政治資金監査人の法的責任についての問いでございますが、内容的にはテキストにも記述がございますので、それらを罰則規定、それからそれらに至らないものにつつま

しても、それぞれの士業における信用失墜行為に当たりうるということを紹介して、回答としていただいております。御説明は以上でございます。

【千葉事務局長】 すいません、ちょっと一言お断りさせていただければと思いますけれども、実はこのテキストは、3月に決定しているものではございますけれども、今回修正を入れたということでございます。ただ大竹委員も御出席いただきました、去る27日の金曜日の青森のフォローアップ研修でございますけれども、これはすでに直した形で使わせていただいております。

それから資料Dにつきましては、事前に御質問があった件でお答えをするというものでございますけれども、青森に関しましては、今回は出ておりません。したがって、これは該当はございませんけれども、そういう形で、やや後先になって非常に申し訳ございませんけれども、もし修正等あれば、出席者の皆様にはきちんと修正を通知するというのをいたしたいと存じます。

【伊藤委員長】 今の事務局長のお話も含めまして、この件につきまして、御意見や御質問がございましたら、御発言してください。では、本議題につきましては、御了承いただいたということでよろしいですね。

(「異議なし」との声あり)

【伊藤委員長】 次に第3の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」の説明を事務局をお願いいたします。

【井筒参事官】 はい。資料3「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況」で御説明します。1の登録政治資金監査人の登録状況でございます。登録者数は、一番下でございます、4,463名というふうになっておりまして、前回委員会で御報告をいたしました2014年3月末現在のものより8名増えております。

裏面にまいりまして、研修の状況ですが、4月、5月、6月の分を足しまして、合計で4,527名ということになっております。

3のフォローアップ研修は、先週末に今しがた事務局長から申し上げましたように、青森で開催しましたが、その数字はまだ資料に反映できておりませんので、資料上の数字としては変わっておりません。以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。よろしいですか。

【伊藤委員長】 本日の議題は以上でございますが、事務局から何かございますか。

【井筒参事官】 はい、本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省 8 階の会見室におきまして、事務局長によるブリーフィングを予定しております。本日の公表資料につきましても、その場で配布する予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に、明日 7 月 2 日の夕方に確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

【伊藤委員長】 それでは以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いいたします。

【井筒参事官】 次回の委員会についてでございますが、日程調整をさせていただきました結果、9 月 16 日火曜日の午後 1 時半より開催させていただきたいと存じます。詳細につきましては、文書にて御連絡を差し上げます。

【伊藤委員長】 本日は長時間にわたり、御熱心に御審議いただきましてありがとうございました。